

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第222回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第222回 食品安全委員会議事概要

日時:平成20年1月17日(木) 14:00~15:15

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:20名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 5品目

1)オリサストロビン

2)クロチアニジン

3)ジクロシメット

4)テフリルトリオン

5)オキサジアゾン

○動物用医薬品 4品目

6)鶏のサルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィムリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーSE/ST)

7)硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)

8)フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(フォーベット50注射液)

9)ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤(マリンバンテル)

・1)~5)については厚生労働省から、6)~9)については農林水産省から説明。

・1)~5)は農業専門調査会において、6)~9)は動物医薬品専門調査会において、審議することとなった。

<参考>

1)殺菌剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が要請されています。

2)殺虫剤で、稲、すいか等に使用し、農薬チアメトキサムの残留基準の見直しに伴う基準値改正が要請されています。チアメトキサムが代謝されるとクロチアニジンが生成されます。

3)殺菌剤で、稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が要請されています。

4)除草剤で、水稻への適用が申請されています。

5)除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。

6)サルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムを不活化としたものを主剤とする鶏用の不活化ワクチンです。

7)牛(搾乳牛を除く)の肺炎治療に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

8)牛の細菌性肺炎における解熱及び消炎作用を目的として用いられます。

9)ふぐ目魚類のヘテロボツリウム(エラにつく寄生虫)の駆虫に用いられます。

(2) 農業専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における審議状況について

1)「エトキサゾール」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)殺虫剤(殺ダニ剤)で、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

(3) 農業専門調査会における審議状況について

1)「カフェンストロール」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1)除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1)農薬「エスプロカルブ」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「一日摂取許容量(ADI)を0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2)農薬「シエノピラフェン」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「一日摂取許容量(ADI)を0.05mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

3) 農薬「シラフルオフェン」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「一日摂取許容量 (ADI) を0. 11mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

4) 農薬「ピリフタリド」に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「一日摂取許容量 (ADI) を0. 0056mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1) 除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
 - 2) 殺ダニ剤で、かんきつ等への新規農薬登録が申請されています。
 - 3) 殺虫剤で、水稻、りんご、かき等に使用し、ももへの適用拡大及び魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
 - 4) 除草剤で、水稻に使用します。
- 3)、4)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)も設定されています。

(5) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・食品安全委員会が自らの判断で「食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価」を行うことが委員会としても適切であるとされ、自ら評価として実施するかを決定する前に、食品健康影響評価を行う意義を関係者に説明するとともに、自ら評価の実施についての意見を伺うため、意見交換会を実施することとした。

(6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成19年12月分)について

- ・平成19年12月中に寄せられた82件について事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー